

【史料紹介】
「本山家遊女関係文書」

赤瀬 浩

本石灰町の景観

本山家が乙名を勤めた本石灰町は、市街中央部出島・新地・唐人屋敷跡に近く、旧丸山遊廓に隣接している。初めは、石灰を陸揚げしたことから石灰町と名付けられた。石灰は建築用材だけではなく油精製に必要だったため、油屋町に隣接する別の石灰町（今石灰町・新石灰町）がつくられ、本石灰町と改名した。

現在は陸化して思案橋の名で知られる繁華街の入口は通称浜崎と呼ばれ明治の初めまでは波寄せる海岸。また、現在は暗渠になっている銅座川と上流の玉帯川左岸に町が展開し、古くから舟運がよかった。玉帯川は現在崇福寺電停から下流が暗渠になっているが、このあたりまで潮が上っていた。本石灰町に面していた川辺には矢竹が群生していたことからこの一帯は矢柄町と呼ばれ、ここに町乙名本山家があった。

本石灰町の規模は市中明細帳によると箇所数七〇、箇所銀九貫三八〇目。享和二年（一八〇二）には二八五竈、七三一人（男三四九人・女三八二人）。文化二年（一八〇五）二四七竈、七一五人（男三四二人・女三七三人）。安政三年（一八五六）二六二竈、六九九人（男三三二人・女三六七人）。市中外町に位置し、船手役。五町組は油屋町組。踊町は浦五島町組。踏絵は正月八日であった。

本石灰町と丸山遊廓



くことはできなかった。

遊廓へ行き帰りの人々、展望地として有名だった大徳寺や唐人屋敷への旅客の流れもあって飲食店や土産物屋が軒を連ね、かつて石灰の荷揚げ地として始まった町は丸山遊廓の門前町として長崎一の繁華街へと変わっていった。さらに外出が自由だった遊女がたむろしたり、年季明け遊女の再就職先になったり、遊女と本石灰町との関係は深かった。

本石灰町は丸山遊廓の周囲を扼す位置を占め、遊廓の治安を維持

長崎市中から丸山遊廓への道は浜町を通るルートと鍛冶屋町を通るルートが大道で、脇道として今石灰町、あるいは銅座を抜ける道があり、どれも銅座川（玉帯川）を越えなければならなかった。川に掛かる一番大きな橋は今日の電停にもある思案橋。「丸山に行こうか戻ろうか」思案する橋である。正面を避けたい客は、銅座から土橋を渡る細道。今石灰町からは飛び石伝いに矢柄町ルートがあった。いずれの道も本石灰町を必ず通らなければ丸山遊廓へたどり着

するために欠かせない拠点であった。距離の近さから本石灰町が丸山遊廓絡みで犯罪や騒動の舞台になることも多かった。遊女や遊女屋のトラブルについて、本石灰町乙名は丸山寄合両町の乙名と連携をとるという役割を負わざるを得なかったのである。

本稿にあげるのは、「本山家文書」⁴の中で、丸山遊廓に関わる事件や請願などの史料である。

(市学二六―一)

乍恐奉願口上書

一私弟長崎村小島郷太十与申者子供多撫育行届

兼候故いと儀四ヶ年以前私江一生之間呉切候間

養育仕呉候様申聞候ニ付双方納得之上貴請相育

手業等相仕込芸子稼相願去十一月御免と相成候間

小とみ与相改稼方為致候ニ付而者衣類其外女文之

私他借等仕ケ成ニ相仕立当時相稼罷在候然候処先月

廿九日何歟用事有之由ニ而暫時小とみ遣呉候様申聞

太十方江連越候俣差戻不申候ニ付及懸合候処彼是

勝手俣之儀申立引留罷在候右者無端門外江差置候段

奉恐入候ニ付近辺之者立入懸合呉候得共何分差返

候儀何相成申之案外之仕合奉存候前文申上候通

種々心配仕芸子稼差出し是方私養育多足ニ茂

可相成処勝手ニ被引取候始末弟太十義者兼而

愚痴之者ニ而今俣卯十娘ます申合父太十江

申合候手段顯然仕候上者速茂相対差戻不申難渋

之次第難ケ敷仕合奉存候依之近頃恐多御願事

御座候得共何卒格別之御憐憫を以太十父子之

者被召出御吟味之上本人速ニ差戻以来故障等
不申立候様被為仰付被下置候ハハ御蔭を以渡世方
相営重疊難有仕合奉存候此段乍恐以書付偏ニ
奉願候以上

申八月三日

寄合町

楚乃 印

盜賊方

御役場

前書之通申出候ニ付奥印仕候以上

乙名

芦荻善太夫

〈概要〉

長崎村小島郷に住む私の弟で太十という者が子沢山で養育できな
いたため、四年前に「いと」という娘を一生面倒見てくれるようにと
託された。もらい受けて以来、芸を仕込み去年の十一月に芸子稼業
の鑑札をもらった。「小とみ」と名を改め人様に借金してまで衣装
や習い事に金をかけ、ようやく芸子として稼げるところまで来た。
ところが、七月二九日、太十から、用事があるのでちよつと「小と
み」を連れてきてほしいといってきたので、連れて行ったら戻して
くれる気配がない。何度も返してくるよう懸け合つたが勝手なこ
とばかり言つて全く応じない。近所の人が懸け合つてくれても埒が
明かない。太十の子供たちも話を合せて「小とみ」を帰そうとし
ない。芸子にするために手をかけてきたのに、これからというとき

にあまりの仕打ち。どうか太十父子を呼び出して吟味にかけていた
だきたい。

〈解説〉

丸山遊廓に出稼ぎにきた大坂の旅芸子は器量もよく芸も立つため
にたちまち大評判となり丸山遊廓の人氣を独り占めた。これを快
く思わない長崎の地下芸子は奉行所の協力と芸の上達で旅芸子を駆
逐し、廓内で遊女を上回る人氣を博すようになった。親は就労期間
の短い遊女よりも芸を身につけた芸子の方が稼げると考え、わが子
に芸を仕込むようになった。一本立ちするには投資が必要で、もち
ろん回収のためにマネージメントをして売れるような工夫を凝らし
た。このような背景で、芸を身に付けさせた娘が勝手に実家に帰り、
親も帰さないというトラブルについての訴えが本史料である。

(市学二六一二)

乍恐以書付奉歟願候口上書

一私抱遊女糸滝甲苗揚羽錦木玉恵

右五人之者共先七月三日之夜家出仕本

石灰町嘉吉与申者方江引取申立候者

頭遊女九重儀平日取計方不宣

何分勤方難出来趣申立候ニ付何連

差返候上双方取調子致方茂有之

由申遣候処色々苦情申立漸々

同廿八日取扱人立入帰宅仕候ニ付早速

其旨町方江届出候処右五人之者共

門外致候廉ニ而町方御預ケニ相成

申候処右嘉吉其外親々共方故

障之申立取計ひ申又々九重与

混雜差起り右五人之親々共与五人

之遊女身請致度杯難題申掛

甚迷惑罷在候処昨十一日夜大浦

異人使之者私方江用事有之

罷越候節椏島町卯之介大浦峯八

栄次郎右三人入込五人之遊女共与

何歟密々之咄合致卯之介九ツ時

頃引取峯八栄次郎居残り八ツ

過頃引取申候跡ニ而五人之遊女共

家内二居相不申候ニ付相尋候処

裏手練塀ニ階子打掛有之候全

塀越致逃去候儀与奉察候然処

今朝本石灰町嘉吉方江右五人之遊女とも

罷越候儀為知来候ニ付睨与身柄預り

置申候右者遊女共申合塀越等

致引取候儀此俣召置候而者多

人数召抱之遊女共以来如何之

儀仕出候哉茂難計難渋之仕合ニ

御座候間甚恐多御預事ニ奉存候

得共御役場之御威光を以本人

とも嚴敷御吟味被成仰付右

親々共心得違仕難題不申掛様

御理解仰付被下置候ハハ商売方

永続仕偏ニ難有仕合ニ奉存候

乍恐以此段以書付奉嘆願候

子八月三日 引田屋茂左衛門

盜賊御吟味方

御 役 場

前書之通申出候二付奥印仕候以上

乙名

芦荊善太夫

〈概要〉

開国後の元治元年（一八六四）のこと、先輩遊女からのいじめのため、遊女五人が家出するという出来事があった。

引田屋茂左衛門の抱え遊女、「糸滝」、「甲苗」、「揚羽」、「錦木」、「玉恵」の五人が、七月三日の夜、店を家出し、隣接する本石灰町の嘉吉の家に籠った。五人の言い分は、先輩遊女「九重」が日ごろから自分たちに厳しくあたるため、「九重」の下では遊女勤めができないうことであった。五人と「九重」双方の事情を聴くために帰るように促したが帰ってこなかった。ようやく二八日に店に帰るとの連絡があったので、町方に届けたところ、町内へお預け謹慎させよとのことになった。

ところが嘉吉、および五人の親たちが、「帰すのには支障がある。特に「九重」との間にまたトラブルが起きないとも限らない」と言い出し、また娘を身請けしたいなどと難題をふっかけてきた。当時、五人が客としていた大浦の外国人居留地の外国人からの遣いが店に来た時に、椀島町の住人、卯之介、大浦の峯八および栄次郎の三人がともに入り込み、五人と密かに話し合っていたようで、その夜、

また五人とも店から姿を消した。調べると裏の練堀に梯子をかけて堀の外に抜け出したことが分かった。そうこうしているうちに嘉吉から、家に五人の遊女が押し掛けてきたので身柄を預かっているとの連絡があった。堀を乗り越えた五人をそのままにしておいては、他の遊女たちがとんでもないことをしてかす恐れがあるので、御役場のご威光をもって、五人の遊女たちを厳しくお調べの上、親たちの心得違いを諭し、店に難題を言わないよう命じていただきたいという訴えである。

〈解説〉

遊廓を無断で抜け出すことは「足抜け」という脱走行為で、吉原遊廓であれば捕まえられた後、折檻を加えられ、他の遊女の見せしめとして厳しい環境下で監視される罪であった。一方、丸山遊廓では、折檻どころか親たちからの苦情や難題やりたい放題。奉行所に訴えても取り合ってもらえず、遊女のバックにいる地域の顔役に脅される始末で、遊女屋にはそれに対抗する手段がないのである。本史料は頭遊女を勤める九重のやり方が気に食わないという理由で、集団で遊女屋を家出して親たちが騒ぎ、さらには近郷の若者たちが介入して遊女を逃がすなど、遊女屋もお手上げになった出来事の顛末である。

（市学二六一三 一八六〇）

乍恐奉願口上之覚

一当節稲佐郷魯西亜人休息所江遊女

売込方御免被仰付難有仕合奉存候随而於

同所遊女屋出店商売相始候二付而者第一

遊女共追々手当仕召置候儀ニ御座候間何時茂
売込方差支無御座精々私共不來無之様

申八月

申談取宛置申候遊女相對売之儀候都而彼方

ニ而済可申候得共実者異国人応対之

儀とも色々駈引ものと御座候ニ付私共遊女屋

惣代之内丸山町松嶋市左衛門寄合町西田

与八郎儀者兼而何連茂気伏仕罷在候ニ付

此兩人重立世話仕其外両町古町人之内

年配之者一兩人宛先規之仕來を以古袴

着用日々同所江相詰万端入念心付候様仕

度左候ハハ諸事都合茂宜可有御座哉と

奉存候就中同所之儀者渡海之場所にて

風雨烈敷候筋者自由之渡海難相成右様之

筋者稻佐郷百姓甚八和助伊太郎三人之者共江

其時々此方方申談商ハ仕法組御聞濟被

仰付候ニ付而者双方弁理宜敷難有奉存候乍併

後日至万一三人之者共追々商売筋事馴候

随ひ摸摸ニ寄不計心得違等仕自分勝手之

振舞相働自然色々混雜之儀茂出来仕候

而者不容易次第奉存候依之向後右三人之者

身分之儀者私共一統之差配人ニ被仰付被下候

様奉願候左候ハハ事柄和熟いたし一統安心

仕商売相遂重疊難有仕合奉存候此段

以書付奉願候以上

丸山町

遊女屋

盜賊方

大坂屋孫八 印

油屋とみ 印

肥前屋しま 印

吉田屋ます 印

東屋みつ 印

津国屋清蔵 印

戎屋喜藤次 印

寄合町

遊女屋

筑後屋あや

筑後屋さく 印

大黒屋友太郎 印

引田屋かつ 印

門屋清左衛門 印

門屋栄太郎 印

門屋富三郎 印

筑後屋すか 印

筑後屋安三郎 印

千歳屋みね 印

大黒屋亀之助 印

筑後屋利喜太郎 印

肥前屋勝三 印

松村屋ゆき 印

御役場

前書之通願出候ニ付相糺候処相違無御座候
右遊女屋出店相始候ニ付而者組頭日行使之内
毎日差遣商時町内遊女屋惣代六人申付置候内
前文之通重左衛門与八郎儀者諸事心掛ケ
事馴罷在候者ニ付町役人申談第一商館
御主意柄其外万端教諭為致可申候左候ハハ
御取締ニ茂相成可申哉殊更御役人方不
時御見廻之節者御弁理茂宣可有御座候哉
何分願之通御聞濟ニ相成候ハハ一統之者
難有可奉存候依之奥印仕候以上

乙名

藤野初右衛門

乙名

芦苺善太夫

〈概要〉

稲佐郷の福田屋甚八、醬油屋和助、水屋伊太郎の三名は、稲佐に慰安施設を建設したいというロシア艦隊ビリレフ提督の意向を受けて、丸山遊女屋の経営者たちに話をもつていった。唐人・オランダ人に遊女を売り込む特権は丸山寄合両町にあった。その特権は既得権として外国人であるロシア人たちにも適用されると三人は考え、両町の遊女屋に稲佐郷での出店を勧め、その店に自ら集めた婦女を入れて自分たちが営業したいと持ちかけた。話を受けて遊女屋は、稲佐へ出店の意向があることを書面で奉行所に提出した。ロシア人

相手の商売にも従来同様、丸山寄合両町に権利があるので担当者を常駐させるが、実質的な遊廓の運営は現地の甚八、和助、伊太郎三人に任せたい。遊女の適正な管理監督がなされるように努めるので願い通りに認めていただきたいというのが丸山寄合両町乙名の意見であった。

〈解説〉

安政の開港以降の幕末の長崎では、唐人・オランダ人以外の外国人が滞在するようになり、遊廓で遊びたいという要求が高まった。中でも多数の滞在者がいたのはロシア人。当時のロシア人は野蛮で酩酊して暴れるという悪評のもと、丸山遊廓へ出かける試みは失敗。遊女の検梅を義務化しようとして拒絶されるなどロシア人の要求は丸山の遊女屋から跳ね返された。背景には娘をロシア人相手に出したくないという遊女の親の意見があった。遊女屋が遊女を意のままに働かせることができないという当時の経営者と親の逆転関係が原因であろう。しかしながら、丸山遊女の売春行為は独占の特権で、それを放棄すると丸山遊廓の権威も霧散してしまうというジレンマが本史料から読み取れる。

(市学二六一四)

乍恐以書付奉願候

一私抱遊女花山儀親元長崎村馬場郷太蔵

方江病氣為養生差遣置候処唐人呼入之儀

申出候ニ付差返候様度々及駈合候得共強情申

立相對差返不申候一件御願申上候処太蔵

御吟味之上本人花山無申分差戻請取之

全御威光与難有仕合奉存候何卒御吟味
是迄二而御下被成下候様奉願候此段乍恐
以書付奉願候以上

寄合町

申 筑後屋すか 印

十一月十四日

盜賊方

御役場

前書之通申出候に付奥印仕候以上

乙名

芦苜善太夫 印

〈概要〉

筑後屋すが抱えの遊女花山が長崎村馬場郷の実家へ病氣療養を理由に里帰りしていた。唐人から指名されたので出勤してほしいと伝えたが、親が花山を帰すつもりがなく埒が明かない。畏れながらお役所のご威光をもってご吟味いただき花山を戻していただければありがたく存じます。ひたすらお願い申し上げますという嘆願書である。

〈解説〉

遊女は廓外へ出られない籠の鳥として囲われ、外へ出るのは重病の時と死んだ時。一般的な遊廓であれば瀕死の重病でもない限り親元へ帰すことはなかったとされるが、丸山遊廓では史料のように、

商売が可能なほどの軽症であっても親元で療養することができた。これは遊女の出身地が歩いて行けるほどの近所であったことと、出身家庭、出身地域の意見を尊重しなければ商売できなかった遊女屋の事情もあった。都市の住民に遊女を通して貿易の利益を再配分するシステムの下、里に帰った遊女を呼び戻すために遊女屋はひたすら奉行所に懇願するしか方法がなかったのである。

(市字二六一五)

乍憚口上書

一私抱遊女花千代儀当月十日唐人屋敷方呼入候二付

入館為致置候処同十五日館内方出払私方江者

罷帰不申親元出来鍛冶屋町帳面高野平郷江

住居罷在候利吉方江引取申候二付早速及掛合

候処何敷内情之儀申立一円差返不申候然候処

唐館御役場方花千代入館之儀嚴敷御

沙汰相成候二付再応利吉被及懸合候処入館

為致不申候ハハ差返可申旨強情申聞引留

罷在花千代儀病氣故障等御改可申上筋茂

無御座然二明廿日者是非入館為致候様唯今

度々御町方江御達二相成候段奉畏候得共

何分利吉蔵相對二而者勝手候之儀申立埒

明呉不申難渋至極奉存候依之近比憚多

御願事御座候得共先御町方江御懸合被成下

早々花千代引渡候様利吉江被仰付被下候様

奉願候左候ハハ早速入館為致御役場先混

雑不仕候様取計申度奉存候此段乍憚以

書付御願申上候以上

寄合町
子四月十九日
引田屋こう 印

芦荊善太夫殿

〈概要〉

寄合町引田屋の遊女花千代が四月一〇日唐人屋敷を出て、店に帰らず実家に帰って居座ってしまった。親は出来鍛冶屋町に籍があるが長崎村高野平郷に住む利吉。利吉に花千代を店に帰すように言っても理屈を言って帰さない。唐人屋敷の役人から催促されても頑なに応じようとしなない。花千代の容態を確認しようにもできない。明日二〇日は唐人からの強い要望があつて連れてくるようにと唐人屋敷の役人からきつく言われているが、親の利吉が勝手を言つて難渋している。なにとぞ花千代を返してもらい、唐館に連れて行けるように先方の町役人に掛け合つていただけるようお願い申し上げますという嘆願である。

〈解説〉

遊女の出身家庭が遊廓に近接しているため、絶えず親の監視や地域が目があつて遊女屋の遊女に対する扱いは慎重にならざるを得なかつた。遊女が勝手に帰宅し実家から帰らないのを連れ帰る強制力を遊女屋はもたず、町役人を通して哀願しか方法がなかつたのである。遊女屋は唐人屋敷から勝手に帰つたことを唐人屋敷乙名部屋から責められ、唐人屋敷乙名たちは唐人から責められと苦情の連鎖があつた。都市長崎の治安についての武力は脆弱で、暴れる唐人を抑

えることは難しかつた。唐人の圧力が唐人屋敷の役人を困らせ、役人は遊女屋を困らせ、遊女の親は言うことを聞かず。遊女屋の無力感が表れている史料である。

(市学二六一六)

乍恐奉願口上書

一先年私父筑後屋敷太郎遊女屋所業相営

罷在候処不如意ニ相成式拾六年以前商売

相止罷在候儀ニ御座候然ル此節元家ニ而

遊女商売再興仕度奉存候依之近頃恐多

御願事御座候得共商売御免被為成下候様

奉願候願之通被為 仰付被下候ハハ難有仕合

奉存候此段乍恐以書付奉願候

寄合町

西十二月

筑後屋朔郎 印

月番 津国屋うた

印

盜賊御吟味方

門屋富三郎 印

御役場

前書之通朔郎願出候ニ付相糺候処相違無御座願之通商売御聞濟被成下度奉存候依之奥印仕候以上

乙名

芦荊善太夫 印

〈概要〉

筑後屋朔郎の父徹太郎が遊女屋を営んでいたところ、経営が立ちいかなくなつて二六年前に廃業した。このたび私が元の場所で遊女屋商売を再興したくお願い申し上げる。もし、お許しいただければありがたき幸せに存ずるといふ嘆願である。

〈解説〉

『延宝版長崎土産』によると遊女屋は他業種の者と交流することがなく、遊女屋の子は遊女屋を継ぐしか生きる道はなかったと考えられていた。遊女屋間で婚姻し、ほぼ親戚関係で丸山遊廓の遊女屋はつながっていた。華やかな遊女屋の表の顔と裏腹に、施設の維持管理の経費、食費、人件費などの支出は大きく、投資を怠り、古びた店構えや質の低い遊女の評判などで客離れが進むと経営が立ち行かなくなつて、本史料の徹太郎のように店をたたまざるを得なくなつてしまう。子の朔郎は親戚の店の手伝いでもして開店資金を蓄えたのではなからうか。空家であつた店を再興したいという一途な願いが表れている史料である。

おわりに

本石灰町乙名本山家文書には惣町のひとつである本石灰町が他町とは異なる環境にあつて他町にはない職務やそれともなう気苦労が資料中に垣間見える。狭い市中にあつて独特の存在感があつた本石灰町は現在でも歓楽街としての賑わいを保っている。静かな住宅地となつた丸山町・寄合町とは対照的な景観である。かつて浜崎と呼ばれた河口はそこにかげられていた思案橋とともに消え、本山家があつた矢柄町は大きな電車通りとしてかつての川岸を想像するす

べもない。本山家に伝わつた資料は、江戸時代に生きた多くの人々の姿を生き生きと伝える貴重な記録としてこれからの活用が期待されている。

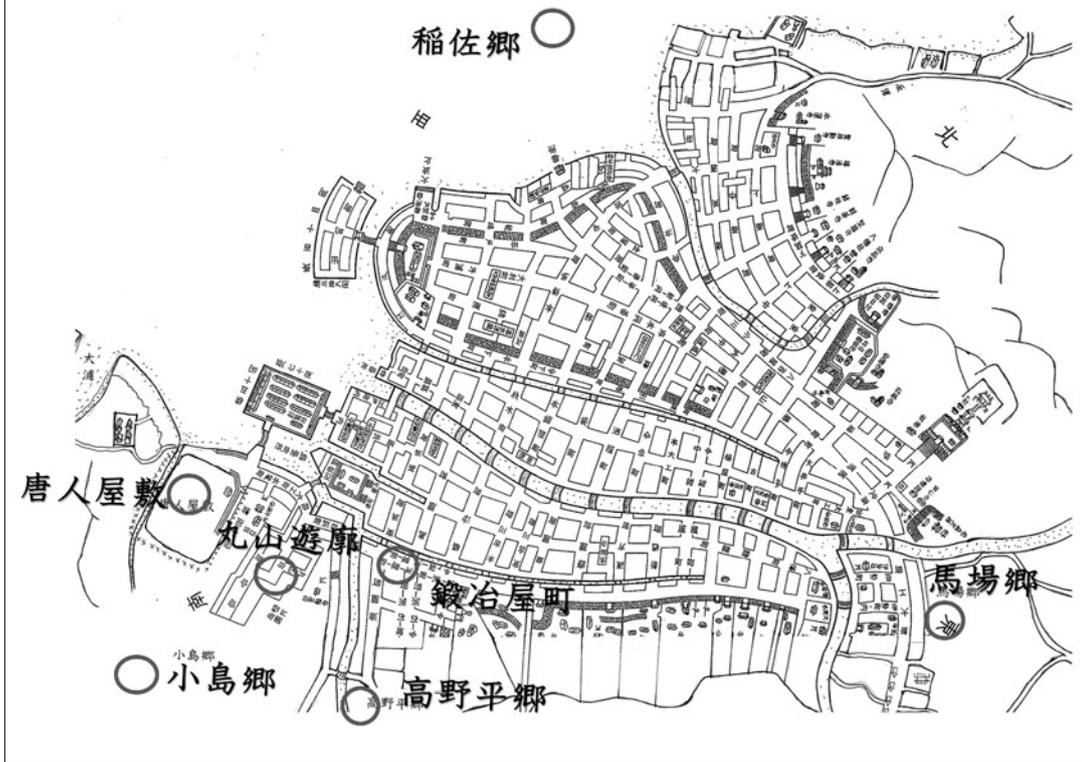


写真 本山家跡



図1 本石灰町位置図

図2 本稿関係図



(長崎市長崎学研究所長 赤瀬 浩)

注

- 1 渡辺庫輔「長崎町づくし」(八三)『長崎新聞』昭和三七年六月六日掲載
- 2 「長崎市中明細帳 享和二年内町外町」(一三一―八二)「長崎市中明細帳 内町之部」(二九一―一〇)「長崎市中明細帳 文化五年内町外町」(一三一―九九)
- 3 「惣町地割之事」『長崎実録大成』五七―五九頁 昭和四八年長崎文献社
- 4 本稿に抽出した「本山家資料」は長崎学研究所蔵の文書群が典である。資料については拙著『長崎丸山遊廓 江戸時代のワンダーランド』講談社二〇二二で一部を取り上げて紹介している。
- 5 拙著『長崎丸山遊廓 江戸時代のワンダーランド』二八六―二九〇頁講談社二〇二二
- 6 拙著『長崎丸山遊廓 江戸時代のワンダーランド』二四四―二四八頁講談社二〇二二
- 7 「寄合町諸事書上控帳」長崎歴史文化博物館収蔵(古賀一四一―一五二―)
- 8 拙著『長崎丸山遊廓 江戸時代のワンダーランド』三三三―三三六頁講談社二〇二二
- 9 「延宝版長崎土産」(長崎歴史文化博物館収蔵 一三一―二五―)